

広域ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

令和6年（2024年）12月

（第1回修正 令和7年（2025年）2月）

（第2回修正 令和7年（2025年）5月）

西尾市

《目 次》

第1章 用語の定義	1
第2章 入札説明書の位置づけ及び事業内容に関する事項	3
1. 入札説明書の位置づけ	3
2. 事業内容に関する事項	3
第3章 入札に関する事項	8
1. 入札に関するスケジュール	8
2. 入札手続き等	9
3. 応募者の入札参加資格要件	17
第4章 応募者の審査及び落札者の決定	23
1. 審査機関	23
2. 落札者の決定方法	23
第5章 本事業に関する提示条件	25
1. 民間事業者の収入	25
2. 余熱利用計画	25
3. 焼却主灰の資源化について	25
4. 地域への貢献	26
5. 本市が適用を予定している交付金について	26
6. 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について	26
7. 想定されるリスクの分担	26
8. 保険	26
9. 停止期間中等の処理対象物の処理	26
第6章 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項	28
1. 基本協定の締結	28
2. 契約内容の協議	28
3. 事業契約の締結	28
4. 特別目的会社の設立	29
5. 地位の譲渡等	29
6. 入札保証金及び契約保証金	29
第7章 公表資料の一覧	31
1. 入札説明書添付資料	31
2. 別添資料	31

入札説明書添付資料

添付資料－１ 事業実施区域

添付資料－２ 契約スキーム（例）

添付資料－３ 役割分担概念図

添付資料－４ 対価の支払方法について

添付資料－５ モニタリング及び対価の減額とインセンティブについて

添付資料－６ 電気料金に関するリスク分担

添付資料－７ 民間事業者が付保する保険について

第 1 章 用語の定義

本入札説明書において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業	広域ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
本市	西尾市をいう。
2 市 1 町	岡崎西尾地域広域化ブロックを構成する西尾市、岡崎市及び幸田町をいう。
本件施設	本事業において設計・建設され、運営される廃棄物処理施設をいい、工場棟（管理諸室を含む。）のほか、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物並びにこれらの付帯設備、ホワイトウェイブ 21 への自営線設備を含めていう。
プラント	本件施設の全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
建築物等	本件施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が開催する学識経験者などで構成される組織「西尾市一般廃棄物中間処理施設整備運営事業者選定委員会」をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務めるものをいう。
構成企業	応募者を構成する企業をいう。
構成員	特別目的会社を設立する場合において、応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行うものをいう。
協力企業	特別目的会社を設立する場合において、応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行わないもので、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営業務のうちの一部を請負又は受託することを予定しているものをいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営業務	本事業のうち、本件施設の運営に係る業務をいう。
落札者	本市が設置する委員会による評価をもとに、事業契約の締結を予定するものとして本市が決定した応募者をいう。
民間事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。また、建設事業者と運営事業者を総称していう。
建設事業者	本市と建設工事請負契約を締結する者で、本工事を行う事業者をいう。
運営事業者	本市と運営業務委託契約を締結する者で、本件施設の運営業務を行う事業者をいう。
副生成物運搬事業者	本事業において、副生成物運搬業務を行うものをいう。
副生成物資源化事業者	本事業において、副生成物資源化業務を行うものをいう。

事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、副生成物運搬業務委託契約及び副生成物資源化業務委託契約の総称をいう。
基本協定	民間事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての本市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
副生成物運搬業務委託契約	本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、本市、運営事業者及び副生成物運搬事業者の三者が締結する契約をいう。
副生成物資源化業務委託契約	本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、本市、運営事業者及び副生成物資源化事業者の三者が締結する契約をいう。
要求水準書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 運營業務編	本事業における運營業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 入札説明書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運營業務編の総称をいう。
入札説明書等	本事業の入札に参加する者に対して、本市が事業条件、参加手続等を説明するための書類をいう。
P F I 法	本事業の入札公告に際して、配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類をいう。
交付金	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
交 付 金	循環型社会形成推進交付金をいう。
余 剩 電 力	発電電力から、本件施設の消費電力を除いた電力をいう。
売 電 電 力	発電電力から、本件施設での消費電力、リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設、計量棟、ストックヤード棟及びホワイトウェイブ 21 への供給分を除いた電力をいい、電力会社等へ売電する電力をいう。

第2章 入札説明書の位置づけ及び事業内容に関する事項

1. 入札説明書の位置づけ

本市は、広域ごみ処理施設整備・運営事業について、PFI法の規定に準じて実施するため、令和6年9月6日に「広域ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」を公表した。

入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札方式に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、入札説明書等及びこれらに関する質問回答により実施する。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

2. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

広域ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 広域ごみ処理施設

種 類 一般廃棄物処理施設

(3) 事業実施区域

愛知県西尾市吉良町岡山大岩山65（入札説明書添付資料ー1 事業実施区域に示す。）

(4) 公共施設等の管理者

管理者 西尾市長 中村 健

(5) 一般事項

本事業は、2市1町から排出される一般廃棄物を合理的、経済的かつ衛生的に処理するために本市に施設整備を行うとともに、20年間の運営管理をDBO(Design Build Operate)方式により実施するものである。

なお、運営期間は20年間を予定しているが、本件施設は35年程度使用することを予定し整備・運営を実施する。

本事業に当たっての施設整備基本方針は、令和5年9月に策定した「廃棄物処理施設整備基本計画」において、次のとおり設定した。

【施設整備基本方針】

基本方針 1：◆安心、安全で安定した処理を行う施設

- ・長期間停止することなく、安全かつ安定してごみ処理を継続することができる施設
- ・作業環境に配慮し、トラブルや事故の発生が極力無い施設

基本方針 2：◆防災機能を備え、災害時にも処理が可能な施設

- ・災害に対して、建築構造物及びプラント設備の機能確保が図られ、地域の避難所としても高い信頼性を確保した強靱な施設
- ・外部からの電力、燃料、薬品等の供給が途絶えた場合でも、自立運転を行うことが可能な施設

基本方針 3：◆周辺の豊かな自然及び環境に配慮した施設

- ・排ガス、騒音、振動、悪臭等の基準を遵守し、さらにこれらの環境負荷を極力低減することとで、豊かな自然環境との共存が図れる施設

基本方針 4：◆エネルギーと資源の有効活用を推進し、脱炭素化を促進する施設

- ・廃棄物処理に伴うエネルギーを最大限に回収し、効率よく活用することで地域の脱炭素化を促進する施設
- ・廃棄物処理に伴い発生する副生成物の資源化により、有効活用を図る施設
- ・持続可能な資源循環型社会の構築に向けて 4 R を推進する施設

基本方針 5：◆地域に開かれ、親しまれる施設

- ・積極的な情報発信や情報公開のもと、住民に理解され、信頼される施設
- ・わかりやすい環境学習の場として、地域に開かれた施設
- ・住民が集い、交流のできるコミュニティ機能を備えた地域に親しまれる施設

基本方針 6：◆経済性に配慮した施設

- ・施設整備及び運営に係る費用を可能な限り低減できる施設
- ・施設の長寿命化に対応できる施設

(6) 本事業対象施設の概要

本事業の概要を次に示す。

項 目	概 要
事業実施場所	愛知県西尾市吉良町岡山大岩山 6 5
事業実施区域	入札説明書添付資料－1 参照
民間事業者の業務及び期間	設計・建設業務 : 契約締結日から令和 12 年 6 月 30 日まで 運營業務 : 令和 12 年 7 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで
主要な施設	工場棟 (管理諸室含む。)、スラグストックヤード棟 (溶融を行う場合)、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等
処理方式	ストーカ式焼却方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式のいずれかの方式
処理対象物	①可燃ごみ、可燃性粗大ごみ ②リサイクル棟及び廃プラスチック減容処理施設処理残渣 ③浄化槽汚泥 ④災害廃棄物
供用開始	令和 12 年 7 月 1 日
施設規模	266 t / 日 (133 t / 日 × 2 炉、24 時間稼働)
エネルギー回収率	20.5%以上とする

(7) 事業方式

本事業における施設の整備及び運営は DBO 方式により実施する。

応募者のうち、落札者は、建設事業者として本件施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、運營業事業者として 20 年間にわたって、本件施設の運營業務を実施するものとする。

(8) 契約の形態

- 1) 本市は、落札者と基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、副生成物運搬業務委託契約及び副生成物資源化業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。
- 2) 本市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
- 3) 本市は、基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。
- 4) 本市は、基本契約に基づいて、運營業事業者と本事業に係る運營業務委託契約を締結する。
なお、本市は、運營業事業者として特別目的会社の設立を義務付けていないが、特別目的会社の設立を妨げるものではない。
- 5) 本市は、基本契約に基づいて、運營業事業者及び副生成物運搬事業者と本事業に係る副生成物運搬業務委託契約を締結する。
- 6) 本市は、基本契約に基づいて、運營業事業者及び副生成物資源化事業者と本事業に係る副生成物資源化業務委託契約を締結する。
- 7) 事業契約の締結主体を「入札説明書添付資料－2 契約スキーム (例)」に示す。

(9) 事業期間

事業期間は次のとおりである。

1) 設計・建設業務期間

契約締結日（令和 7 年 12 月下旬）から令和 12 年 6 月 30 日まで

2) 運営期間

令和 12 年 7 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで

(10) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

(11) 事業期間終了後の措置

運営業務の委託期間は 20 年間としているが、本市は本件施設の長寿命化を図り、35 年程度の安定稼働を確保することを目標としているため、民間事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本件施設を本市の定める引渡し時における要求水準を満足する状態に保って、本市に引き継ぐものとする。なお、事業期間終了時の措置について、運営開始後 15 年目（令和 26 年度）の時点において、本市及び民間事業者は協議を開始するものとする。なお、事業期間中に大規模改修工事を実施することは想定していない。

(12) 事業の対象となる業務範囲

本市及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする（「入札説明書添付資料－ 3 役割分担概念図」参照）。また、各項目の詳細については要求水準書等に示す。

1) 民間事業者が行う業務

(ア) 本件施設の設計・建設に関する業務

【本件施設の設計に関する業務】

- ① 本件施設の設計
- ② 本市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 本市が行う交付金申請支援
- ④ 本市が行うその他許認可申請支援

【本件施設の建設に関する業務】

- ① 本件施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- ③ 近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）

(イ) 本件施設の運営に関する業務

- ① 運転管理業務（受付・計量業務を除く。）
- ② 維持管理業務

- ③ 測定管理業務
- ④ 防災等管理業務
- ⑤ 運営関連業務（植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応等）
- ⑥ 情報管理業務
- ⑦ 副生成物の運搬、資源化業務
- ⑧ 近隣対応（民間事業者が実施する業務に関連するもの。）

2) 本市が行う業務

(ア) 本件施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 近隣対応
- ③ 本件施設の交付金申請手続き
- ④ 本件施設の設計・建設モニタリング
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本件施設の運営に関する業務

- ① 本件施設への搬入可能物の搬入
- ② 受付・計量業務
- ③ 搬入禁止物及び処理困難物の処分
- ④ 近隣対応（民間事業者が実施する業務以外）
- ⑤ 行政視察対応
- ⑥ 運営モニタリング
- ⑦ 飛灰の運搬・最終処分
- ⑧ 電力の売却
- ⑨ その他これらを実施する上で必要な業務

第3章 入札に関する事項

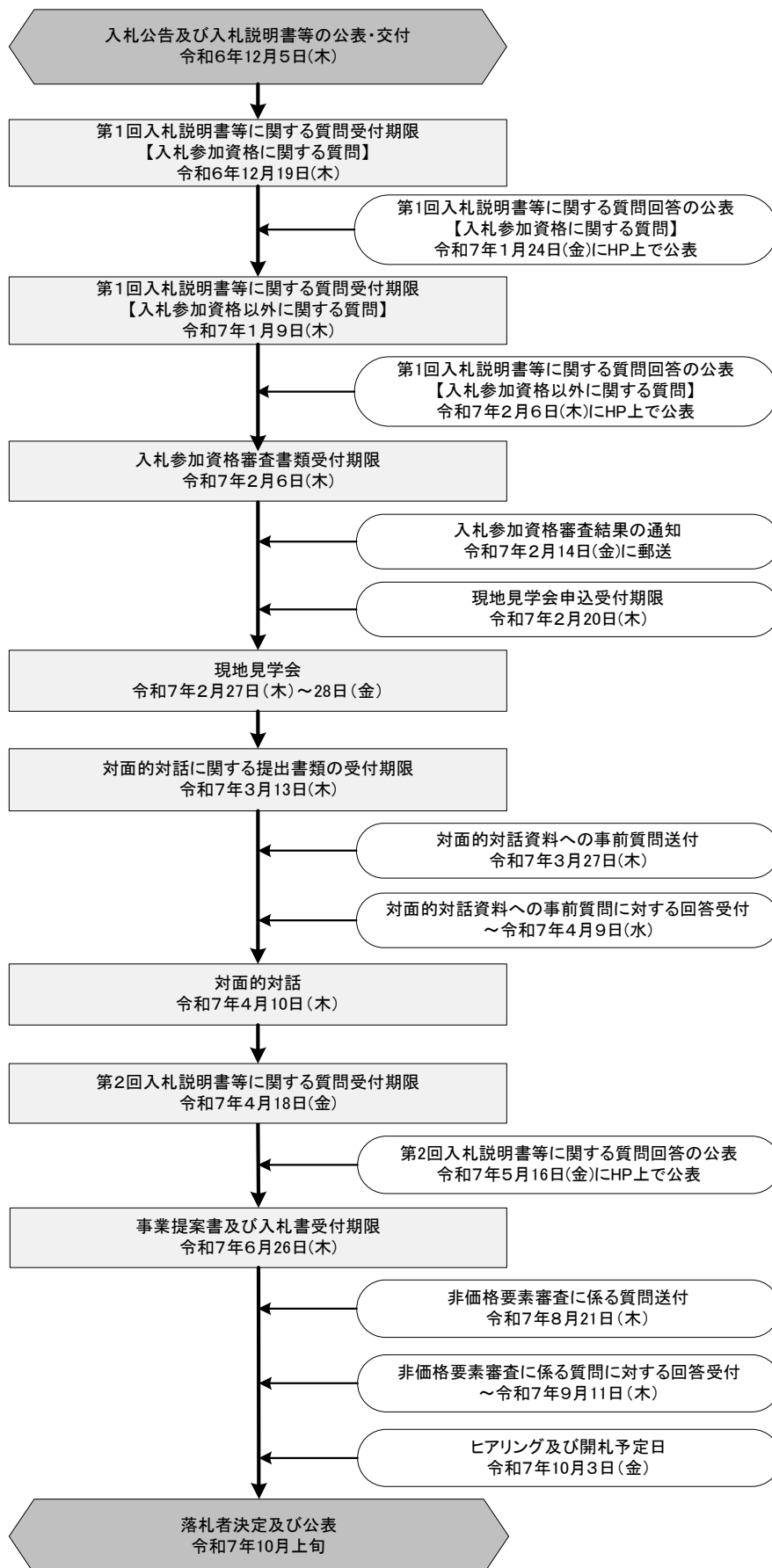
1. 入札に関するスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次を予定している。

内 容		日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表		令和6年12月5日(木)
② 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	入札参加資格に関する質問	令和6年12月19日(木)
	入札参加資格以外に関する質問	令和7年1月9日(木)
③ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	入札参加資格に関する質問	令和7年1月24日(金)
	入札参加資格以外に関する質問	令和7年2月6日(木)
④ 入札参加資格審査書類受付期限		令和7年2月6日(木)
⑤ 入札参加資格審査結果の通知		令和7年2月14日(金)
⑥ 現地見学会	申込受付期限	令和7年2月20日(木)
	開催日	令和7年2月27日(木)～28日(金)
⑦ 対面的対話	対面的対話に関する提出書類の受付期限	令和7年3月13日(木)
	対面的対話資料への事前質問送付	令和7年3月27日(木)
	対面的対話資料への事前質問に対する回答受付	令和7年4月9日(水)まで
	開催日	令和7年4月10日(木)
⑧ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限		令和7年4月18日(金)
⑨ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表		令和7年5月16日(金)
⑩ 事業提案書及び入札書の受付期限		令和7年6月26日(木)
⑪ 非価格要素審査に係る質問	質問送付	令和7年8月21日(木)
	質問に対する回答受付	令和7年9月11日(木)まで
⑫ ヒアリング及び開札予定日		令和7年10月3日(金)
⑬ 落札者決定		令和7年10月上旬
⑭ 基本協定締結		⑬の後速やかに
⑮ 事業契約仮契約締結		令和7年11月下旬
⑯ 事業契約本契約締結		令和7年12月下旬

2. 入札手続き等

(1) 入札手続きの概要



(2) 入札公告

1) 入札説明書等の公表

本市は、令和6年12月5日(木)に入札公告を行い、「入札説明書」、「落札者決定基準」、「要求水準書」、「基本協定書(案)」、「基本契約書(案)」、「建設工事請負契約書(案)」、「運營業務委託契約書(案)」、「副生成物運搬業務委託契約書(案)」、「副生成物資源化業務委託契約書(案)」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を本市のホームページにて公表する。

2) 担当部署

西尾市 環境部 環境業務課

郵便番号：444-0531

住所：愛知県西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地

電話番号：0563-34-8112

E-mail：kankyo-g@city.nishio.lg.jp

(3) 第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答はすべて公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧される(固有技術に関わるものを含む。)などと本市が判断した質問については、回答しない(個別に回答する場合がある。)

1) 受付期限

(ア) 入札参加資格に関する質問

令和6年12月19日(木)

(イ) 入札参加資格以外に関する質問

令和7年1月9日(木)

2) 提出方法

入札説明書等と同時にホームページに公表する第1回入札説明書等に関する質問書(様式1-1①-及び様式1-1②)(Microsoft Excel形式)に記入のうえ、そのファイルを電子メールで提出する。

(ア) 提出先

「第3章 2.(2)2) 担当部署」を参照のこと。

(イ) タイトル

① 入札参加資格に関する質問

「(応募者名): 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格に関する質問)」

② 入札参加資格以外に関する質問

「(応募者名): 第1回入札説明書等に関する質問(入札参加資格以外に関する質問)」

3) 到達の確認方法

本市が質問書を提出した者に返信する。

4) 回答の公表

(ア) 入札参加資格に関する質問

令和 7 年 1 月 24 日（金）午後 5 時までにホームページにて公表する。

(イ) 入札参加資格以外に関する質問

令和 7 年 2 月 6 日（木）午後 5 時までにホームページにて公表する。

(4) 入札参加資格審査に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、次の事項に従って入札参加資格審査に関する提出書類（様式 2-1～2-6）を提出すること。

1) 対象

応募者

2) 受付期限

令和 7 年 2 月 6 日（木）午後 5 時まで

3) 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、封入物の鑑には「入札参加資格審査書類在中」と朱書きすること。電子メール及び FAX による提出は認めない。

4) 入札参加資格審査書類

(ア) 入札参加資格審査申請書（様式 2-1）

(イ) 応募者の構成（様式 2-2）

(ウ) 委任状（代表企業）（様式 2-3）

(エ) 入札参加資格要件確認書 その 1（①～⑤）（様式 2-4）

(オ) 入札参加資格要件確認書 その 2（様式 2-5）

(カ) 入札参加資格要件確認書 その 3（様式 2-6）

5) 提出先

「第 3 章 2. (2) 2) 担当部署」を参照のこと。

6) 結果通知

入札参加資格審査結果は、令和 7 年 2 月 14 日（金）に応募者の代表企業に書面で通知する。その際、事業提案書の作成に必要な応募者番号を交付する。

7) 入札参加資格審査結果理由の説明請求

(ア) 審査の結果、入札参加資格が認められなかった者は、その理由について本市に対して説明を求めることができる。

(イ) 入札参加資格審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して 5 日以内（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参又は郵送（必着、書留に限る。）によるものとし、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、電子メール及び FAX による提出は

認めない。

(ウ) 説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面により行う。

8) その他

提出期限に遅れた入札参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。

(5) 現地見学会に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、次の事項に従って現地見学会に関する提出書類（様式 3-1）を提出すること。

1) 対象

入札参加資格審査の結果、入札参加資格が認められた応募者。なお、代表企業以外の構成企業も可とする。

2) 受付期限

令和 7 年 2 月 20 日（木）午後 5 時まで

3) 提出方法

入札に代表企業として参加する意思を誓約書に表明する者が、持参、郵送（必着、書留に限る。）、電子メール又は FAX により提出する。持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。また、電子メール及び FAX の場合は、提出後速やかに原本を提出すること。

4) 提出書類

現地見学会への参加申込書（様式 3-1）

5) 提出先

「第 3 章 2. (2) 2) 担当部署」を参照のこと。

(6) 現地見学会の開催

1) 現地見学会実施日

令和 7 年 2 月 27 日（木）～28 日（金）とする。

2) 見学に当たっての注意事項

(ア) 見学会は、午前又は午後の 2 時間を 1 単位とし、各参加者 1 単位までとする。本市で日程を調整の上、参加申込書提出企業へ通知する。

(イ) 見学会への参加者数は、15 名以内とする。見学に当たっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が携帯し、必要に応じて提示すること。

(7) 対面的対話に関する提出書類の受付

1) 対象

入札参加資格審査の結果、入札参加資格が認められた応募者。なお、当該応募者は、対面的対話に関する提出書類を提出の上、対面的対話に必ず参加すること。

2) 受付期限

令和 7 年 3 月 13 日（木）午後 5 時まで

3) 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。電子メール及びFAXによる提出は認めない。

4) 提出書類

(ア) 対面的対話の申込書（様式4-1）

(イ) 対面的対話用資料

- ① 全体処理フロー図（様式4-2①）
- ② 全体配置・動線計画（様式4-2②）
- ③ 工事中の配置・動線計画（様式4-2③）
- ④ 設計・建設期間の工程（様式4-2④）
- ⑤ 質問事項（様式4-2⑤）

5) 提出先

「第3章 2.（2）2）担当部署」を参照のこと。

6) 対面的対話資料に対する事前質問の送付

(ア) 送付日程

令和7年3月27日（木）午後5時までに本市から応募者へ送付

(イ) 回答期限

令和7年4月9日（水）午後5時まで

(ウ) 提出方法

電子ファイル（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを電子メールにて、応募者から本市へ送付する。

(エ) タイトル

「（応募者名）：対面的対話資料への事前質問」

（8）対面的対話の開催

1) 目的

(ア) 事業の位置づけや特徴の理解促進

応募者が、本事業の位置づけや特徴を理解した上で、施設整備基本方針に沿って、事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

(イ) 要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、応募者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

2) 実施日

令和7年4月10日（木）

3) 実施要領

応募者に対して、対面的対話の実施要領を送付する。

4) 質問事項

事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、応募者は原則として、様式4-2⑤の質問事項及び当日の質問事項を第2回入札説明書等に関する質問書（様式1-2）に記入して、「(9) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答」に示す事項に従って提出すること。なお、提出すべき質問が提出されていない場合は失格とする場合があるので注意すること。

5) 留意事項

要求水準書に規定されている内容以外の提案については、対面的対話において本市に確認すること。なお、本市に確認せずに提案を行った場合には、基礎審査において失格とする場合があるので注意すること。

(9) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答はすべて公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧される（固有技術に関わるものを含む。）などと本市が判断した質問については、回答しない（個別に回答する場合がある。）。

1) 受付期限

令和7年4月18日（金）

2) 提出方法

入札説明書等と同時にホームページに公表する第2回入札説明書等に関する質問書（様式1-2）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを電子メールで提出する。

(ア) 提出先

「第3章 2. (2) 2) 担当部署」のメールアドレスを参照のこと。

(イ) タイトル

「(応募者名)：第2回入札説明書等に関する質問」

3) 到達の確認方法

本市が質問書を提出した者に返信する。

4) 回答の公表

令和7年5月16日（金）午後5時までにホームページにて公表する。

(10) 事業提案書及び入札書の受付

応募者の代表企業は、次の事項に従って本事業に対する提案内容を記載した事業提案書及び入札書を提出すること。なお、本市は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

1) 対象

入札参加資格審査の結果、入札参加資格が認められた応募者

2) 受付期限

令和7年6月26日（木）午後5時まで

3) 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、封入物の鑑には「事業提案書及び入札書在中」と朱書きすること。電子メール及びFAXによる提出は認めない。

4) 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

5) 提出先

西尾市 環境部 環境業務課

郵便番号：445-0887

住所：愛知県西尾市長縄町井ノ元 60 番地

電話番号：0563-65-3882

E-mail：kankyo-g@city.nishio.lg.jp

6) 非価格要素審査に係る質問の送付

(ア) 送付日程

令和7年8月21日（木）午後5時までに本市から応募者へ送付

(イ) 回答期限

令和7年9月11日（木）午後5時まで

(ウ) 提出方法

電子ファイル（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを電子メールにて、応募者から本市へ送付する。

(エ) タイトル

「(応募者名)：非価格要素審査に係る質問」

7) ヒアリング

ヒアリングの詳細については、別途、事業提案書及び入札書を提出した者に通知する。

8) 開札

開札場所、開札日時及び開札への立会い等については、別途、事業提案書及び入札書を提出した者に通知する。

(ア) 開札日

令和7年10月3日（金）

(イ) 開札場所

本市が指定する場所

9) 入札結果の通知

令和7年10月上旬に事業提案書及び入札書を提出した者に書面で通知する。入札結果の概要については、ホームページにて公表する。

10) その他

(ア) 受付期限に遅れた事業提案書及び入札書は受け付けない。

(イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

(11) 入札に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式2-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3) 提出書類の取扱い

(ア) 事業提案書及び入札書の変更等の禁止

事業提案書及び入札書の変更、差し替え又は再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(イ) 著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において、本市が公表等を行うことができるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

4) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

5) 使用言語、単位及び時刻

提出書類の作成要領及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6) 入札の辞退

応募者は、事業提案書及び入札書の受付期限までは随時、入札を辞退することができる。ただし、事業提案書及び入札書の提出後は、辞退を認めない。入札辞退届の提出要領は、次のとおりとする。

(ア) 受付期限

令和7年6月26日（木）午後5時まで

(イ) 提出方法

応募者の代表企業が、「入札辞退届（様式2-7）」を持参又は郵送（必着、書留に限る。）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。電子メール及びFAXによる提出は認めない。

(ウ) 提出先

「第3章 2.（10）5）提出先」を参照のこと。

(エ) その他

- ① 入札辞退の撤回はできないものとする。
- ② 提出時には、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

7) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- (イ) 入札参加資格審査に関する提出書類に記載された応募者以外の者が行った入札
- (ウ) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (エ) 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札
- (オ) 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (カ) 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- (キ) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

8) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、本市は応募者に通知することとする。

3. 応募者の入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運營業務の実施に当たっては、次に示す応募者の構成とすること。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・建設業務及び運營業務を実施する予定の複数企業で構成する企業グループとする。
- 2) 特別目的会社を設立する場合において、応募者は、構成員及び協力企業から構成されるものとし、構成員のみで構成することも可能とする。なお、構成員又は協力企業のうち1者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成員又は協力企業で分担することは差し支えない。
- 3) 特別目的会社を設立しない場合において、代表企業が運転管理業務を行う若しくは代表企業が運転管理業務を行う企業の株式を50%以上保有すること。
- 4) 応募者は、応募者の企業グループから応募者の代表を務める者（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うこととする。なお、代表企業は、本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件を全て満たす者とする。
- 5) 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。ただし、運営事業者から焼

却副生成物等の運搬・資源化のみを受託する者は、この限りではない。

- 6) 本事業の設計・建設業務又は運営業務を行う企業（下請企業を含む。）のうち、2市1町に本社がある企業を積極的に活用すること。また、本市に本社を置く地元企業を、1者以上含むこと。なお、地元企業が行う業務は限定しない。
- 7) 構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- 8) 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成企業となることは認めない。

上記の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、次にいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 9) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の入札参加資格要件

1) 共通の入札参加資格要件

本市の令和6年度入札参加資格者名簿に登録されている者。

2) 各業務を行う者の要件

同一業務を複数企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が当該業務に係る要件を全て満たすこと。ここでの業務とは(ウ)を除く(ア)から(オ)までの個別の業務をいう。また、(ア)と(イ)の主たる業務を行う1者は同一企業であってはならない。ただし、(イ)の主たる業務を行う企業が(ア)の建築物等の設計業務を実施することを妨げるものではない。

(ア) 本件施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本件施設の建築物等の設計・建設を行う者は、次に示す要件を全て満たすこと。なお、設計業務と建設業務を異なる企業が実施する場合には、設計業務は②及び③の要件を、

建設業務は①、④、⑤及び⑥の要件を、それぞれ業務において満たすこと。ただし、建設業務を行う者の内、少なくとも1者は、2市1町内に本社がある企業で、①及び④の要件を満たすこと。

- ① 本市の入札参加資格（建設工事工種：建築一式工事）の登録がされた者であること。
- ② 建築物等の設計業務を実施する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ③ 建築物等の設計業務を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第2章2.（6）に規定する処理方式に限る。）に係る設計の実績があること。
- ④ 建築物等の建設業務を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る総合審査評点数が750点以上であること（総合審査評点数は、あいち電子調達システム（CALS/EC）で公開している数値とする。）。
- ⑤ 建築物等の建設業務を実施する者は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- ⑥ 建築物等の建設業務を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第2章2.（6）に規定する処理方式に限る。）の建設を担当した実績があること。なお、実績とは、元請のほか共同企業体での場合は、出資比率20%以上、一次下請の場合は、工事の主たる部分を担当した場合とする。

(イ) 本件施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラントの設計・建設を行う者は、次に示す要件を全て満たすこと。

- ① 本市の入札参加資格（建設工事工種：清掃施設工事）の登録がされた者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る総合審査評点数が1,000点以上であること（総合審査評点数は、あいち電子調達システム（CALS/EC）で公開している数値とする。）。
- ③ 入札参加資格確認基準日において、次の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第2章2.（6）に規定する処理方式に限る。）の竣工実績を元請として有すること。なお、平成26年4月1日以降に竣工した実績に限る。
 - i 266t/日以上かつ構成が複数炉でボイラ・タービン式発電設備を有するもの。
 - ii 処理方式をストーカ式焼却炉、シャフト炉式ガス化熔融炉、流動床式ガス化熔融炉のいずれかとするもの。ただし、応募する処理方式に限る。
- ④ 清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、有資格者は企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。

(ウ) 本件施設の運營業務を行う者の要件

本件施設の運營業務を行う者は、次に示す要件を全て満たすこと。なお、本件施設の運營業務を複数者で実施する場合は、①の要件はそれぞれが満たし、②～④の要件は1者で全てを満たせなくとも複数者で満たせばよいものとする。

- ① 本市の入札参加資格（「物品・その他委託」のうち実施する業務に適合するもの）の登録がされた者であること。
- ② 入札参加資格確認基準日において、次の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第2章2.（6）に規定する処理方式に限る。）の運転実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。なお、平成26年4月1日以降に契約かつ竣工した施設において契約した運転実績に限る。
 - i 266 t/日以上かつ構成が複数炉でボイラ・タービン式発電設備を有するもの。
 - ii 処理方式をストーカ式焼却炉、シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉のいずれかとするもの。ただし、応募する処理方式に限る。
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物処理施設（第2章2.（6）に規定する処理方式に限る。）で、266t/日以上かつ構成が複数炉の施設（1年以上の稼働及び1系列当たり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。また、運営開始2年後以降に変更が生じる場合は、同様の要件を満たす者又は本件施設での現場統括責任者に次ぐ職責の経験を2年以上有する技術者を配置できること。
- ④ 本件施設の運営に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(エ) 副生成物の運搬を行う者の要件

副生成物の運搬を行う者は、構成企業とし、次に示す要件を全て満たすこと。

- ① 本市の入札参加資格（（業務3）役務の提供等（営業種目）建物等各種施設管理（取扱内容）一般廃棄物処理（収集・運搬））の登録がされた者であること。
- ② 運営開始時に副生成物運搬業務を実施するために必要十分な施設（副生成物を運搬するための車両等）を所有していること。

(オ) 副生成物の資源化を行う者の要件

副生成物の資源化を行う者は、構成企業とし、次に示す要件を全て満たすこと。

- ① 本市の入札参加資格（（業務3）役務の提供等（営業種目）建物等各種施設管理（取扱内容）一般廃棄物処理（処分））の登録がされた者であること。
- ② 参加表明書の提出期限日において、提案する副生成物の資源化施設（セメント原料化施設等）が稼働していること。
- ③ 提案する副生成物の資源化等施設において、副生成物資源化業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 2) 入札参加年度における本市の入札参加資格者名簿に登録されていない者
- 3) 本市で指名停止措置を受けている者
- 4) 本市で「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づく排除措置を受けている者
- 5) P F I 法第 9 条の各号の規定に該当する者
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 7) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 8) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- 9) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- 10) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がなされている者
- 11) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者
- 12) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- 13) 請け負う業務に応じた必要な許認可や資格を保有しない者又は有資格者や技術者を配置できない者
- 14) 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・ 八千代エンジニアリング株式会社
 - ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 15) 本市が設置する委員会の委員が所属する企業

(4) 入札参加資格の確認

- 1) 入札参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出期限日とする。
- 2) 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に応募者の代表企業が（2）の入札参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合又は（3）に該当することとなる事態が生じた場合には、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。また、落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業が（3）に該当することとなる事態が生じた場合には、本市は当該

応募者との事業契約締結を行わない。

- 3) 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(2)の入札参加資格要件を欠くこととなるおそれが生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに本市へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、本市の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。なお、(3)の3)について、資格(指名)停止期間前までに申し出た場合には、本市はその事情等を考慮し、資格(指名)停止開始後であっても代表企業以外の構成企業の変更を認める場合がある。
- 4) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の代表企業以外の構成企業が(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに本市へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、本市の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。
- 5) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消すことができる。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

第4章 応募者の審査及び落札者の決定

1. 審査機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施する機関として、西尾市一般廃棄物中間処理施設整備運営事業者選定委員会を設置した。応募者から提出された事業提案書の審査については、委員会が行う。

落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己を有利（他を不利）にする目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

西尾市一般廃棄物中間処理施設整備運営事業者選定委員会委員

氏名	所属・役職
稲垣 隆司	岐阜薬科大学名誉教授（前学長）
小口 達夫	豊橋技術科学大学准教授
小島 義弘	名古屋大学准教授
杉戸 厚吉	一般社団法人地域問題研究所理事
加藤 元	岡崎市環境部長
齋藤 武雄	西尾市環境部長
大熊 隆之	幸田町環境経済部長

（敬称略・順不同）

2. 落札者の決定方法

（1）入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する入札参加資格審査に関する提出書類について審査を行い、入札参加資格要件を確認する。

（2）事業提案審査

1）基礎審査

基礎審査は、入札参加資格審査の結果、入札参加資格が認められた応募者から提出された提案内容が本市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

2）非価格要素審査

基礎審査において本市の要求する水準を満たした応募者を対象として、「落札者決定基準」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

3）価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、「落札者決定基準」に定める算定式により価格点を算出する。

本事業の予定価格は次のとおりである。予定価格を超過した入札を行った応募者は失格とする。なお、本入札においては、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しない。

予定価格 : 56,100,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

入札書比較価格 : 51,000,000,000 円（予定価格の 110 分の 100 の額）

4) 総合評価

委員会は、非価格要素点と価格点から「落札者決定基準」に定める方法により最優秀提案者を選定する。

（3）落札者の決定

本市は、最優秀提案者の選定結果に基づいて落札者を決定し、応募者の代表企業に書面で入札結果の通知を行う。

第5章 本事業に関する提示条件

1. 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

(1) 対価の支払い

1) 本件施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本件施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う（詳細は「入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について」を参照）。

2) 本件施設の運営業務に係る対価

本市は、本件施設の運営業務の対価として、運営費を運営事業者に支払う（詳細は「入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について」を参照）。

3) 運営業務のうち副生成物運搬業務に係る対価

本市は、副生成物運搬業務の対価として、副生成物運搬業務委託費を運営事業者に支払う（詳細は「入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について」を参照）。

4) 運営業務のうち副生成物資源化業務に係る対価

本市は、副生成物資源化業務の対価として、副生成物資源化業務委託費を運営事業者に支払う（詳細は「入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について」を参照）。

(2) 支払いの減額等

本市は、民間事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないこと等が判明した場合は、契約金額の減額を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、「入札説明書添付資料－5 モニタリング及び対価の減額とインセンティブについて」に定める。

2. 余熱利用計画

運営事業者は、ごみ処理により発生する熱エネルギーを利用した発電を行い、電力として本件施設内で利用するとともに、リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設、計量棟、ストックヤード棟及びホワイトウェイブ 21 に供給し、残りを電力会社等へ売電する。また、リサイクル棟及びホワイトウェイブ 21 へ温水を供給すること。

売電収入は本市に帰属するものとするが、事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営業務を行う。また、売電に係るバランスングコストは、運営事業者は負担しない。ただし、費用支払いに当たり、必要に応じて一時的な代理支払い等を含めた本市との協議に応じること。

3. 焼却主灰の資源化について

民間事業者が採用するごみ処理方式によっては、排出される焼却主灰の一部を岡崎市中央クリーンセンターで溶融処理する提案を妨げるものではない。この場合の契約は、岡崎市と締結する副生成物資源化業務委託契約書に依るものとする。

4. 地域への貢献

民間事業者は本件施設の設計・建設業務及び運營業務に当たっては次の項目に留意すること。

- 1) 2市1町に本社を置く地元企業への工事発注
- 2) 本市での雇用促進の配慮
- 3) 本市に本社を置く地元企業からの用役、材料の調達についての配慮
- 4) 本件施設周辺の住民や地元企業との信頼性の構築

5. 本市が適用を予定している交付金について

本事業は、国の交付金の対象事業となる予定である。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、民間事業者は本市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関係資料の作成を行うこととする。

6. 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約の契約者は民間事業者、売電に係る契約の契約者は本市とする。なお、制度変更に伴う電力料金等の取扱いについては、「入札説明書添付資料－6 電気料金に関するリスク分担」のとおりとする。

7. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務及び運營業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担の詳細は、事業契約において定める。

8. 保険

民間事業者が加入する保険についての詳細は、「入札説明書添付資料－7 民間事業者が付保する保険について」に定める。なお、民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること、また、本市が提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

9. 停止期間中等の処理対象物の処理

異常事態の発生、その他の原因によりごみの受入れができない状態に陥った場合、運営事業者は、速やかに本市に報告すること。また、運営事業者は、本件施設で受入れできない処理対象物を処理できる緊急代替処理方策を実行するものとし、これに係る費用を負担すること。さらに、本市は、「入札説明書添付資料－5 モニタリング及び対価の減額とインセンティブについて」に示す運転停止型減額措置による減額も適用する。

ただし、ごみの受入れができない状態に陥った原因が運営事業者の責めに帰すべき事由でないことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

第6章 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

事業契約に関する契約スキームの概要については、「入札説明書添付資料－2 契約スキーム(例)」に示すとおりである。

1. 基本協定の締結

落札者決定後速やかに、本市と落札者は、事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後速やかに

2. 契約内容の協議

本市と落札者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、副生成物運搬業務委託契約及び副生成物資源化業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は事業契約書(案)の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等及びこれらに関する質問回答に規定された内容並びに条件の変更を行うものではない。

3. 事業契約の締結

(1) 基本契約

対象者：落札者(特別目的会社を設立する場合：落札者及び運営事業者)

締結時期：令和7年11月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和7年12月下旬(予定)に正式契約となる。

(2) 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和7年11月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和7年12月下旬(予定)に正式契約となる。

(3) 運營業務委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：令和7年11月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は運營業務委託契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和7年12月下旬(予定)に正式契約となる。

(4) 副生成物運搬業務委託契約

対象者：運営事業者及び副生成物運搬事業者

締結時期：令和7年11月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は運營業務委託契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和7年12月下旬(予定)に正式契約となる。

(5) 副生成物資源化業務委託契約

対象者 : 運営事業者及び副生成物資源化事業者

締結時期 : 令和 7 年 11 月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は運営業務委託契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和 7 年 12 月下旬（予定）に正式契約となる。

4. 特別目的会社の設立

特別目的会社を設立する場合、落札者は、落札者決定後から仮契約締結までに特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件を全て満たさなければならない。

- 1) 運営事業者の本店所在地は、本市内とすること。なお、本件施設所在地を特別目的会社本店所在地として登記することはできない。
- 2) 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- 3) 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- 4) 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

5. 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、民間事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金等

1) 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、設計・建設工事費の 100 分の 10 以上に相当する金額を設計・建設期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に本市に納付する。

2) 運営業務委託契約

運営事業者は、運営業務の履行を保証するために、運営補償対象額（年度運営費（年度副生成物運搬業務委託費及び年度副生成物資源化業務委託費を除く。）の 100 分の 10 に相当する金額）を契約期間中の契約保証金として運営業務委託契約の締結時に本市に納付する。

3) 副生成物運搬業務委託契約

副生成物運搬事業者は、副生成物運搬業務の履行を保証するために、年度副生成物運搬

業務委託費の 100 分の 10 に相当する金額を契約期間中の契約保証金として副生成物運搬業務委託契約の締結時に本市に納付する。

4) 副生成物資源化業務委託契約

副生成物資源化事業者は、副生成物資源化業務の履行を保証するために、年度副生成物資源化業務委託費の 100 分の 10 に相当する金額を契約期間中の契約保証金として副生成物資源化業務委託契約の締結時に本市に納付する。

5) 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

(ア) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行等の保証の提供

(ウ) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証の提供

(エ) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）の提出

(オ) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険の締結

第7章 公表資料の一覧

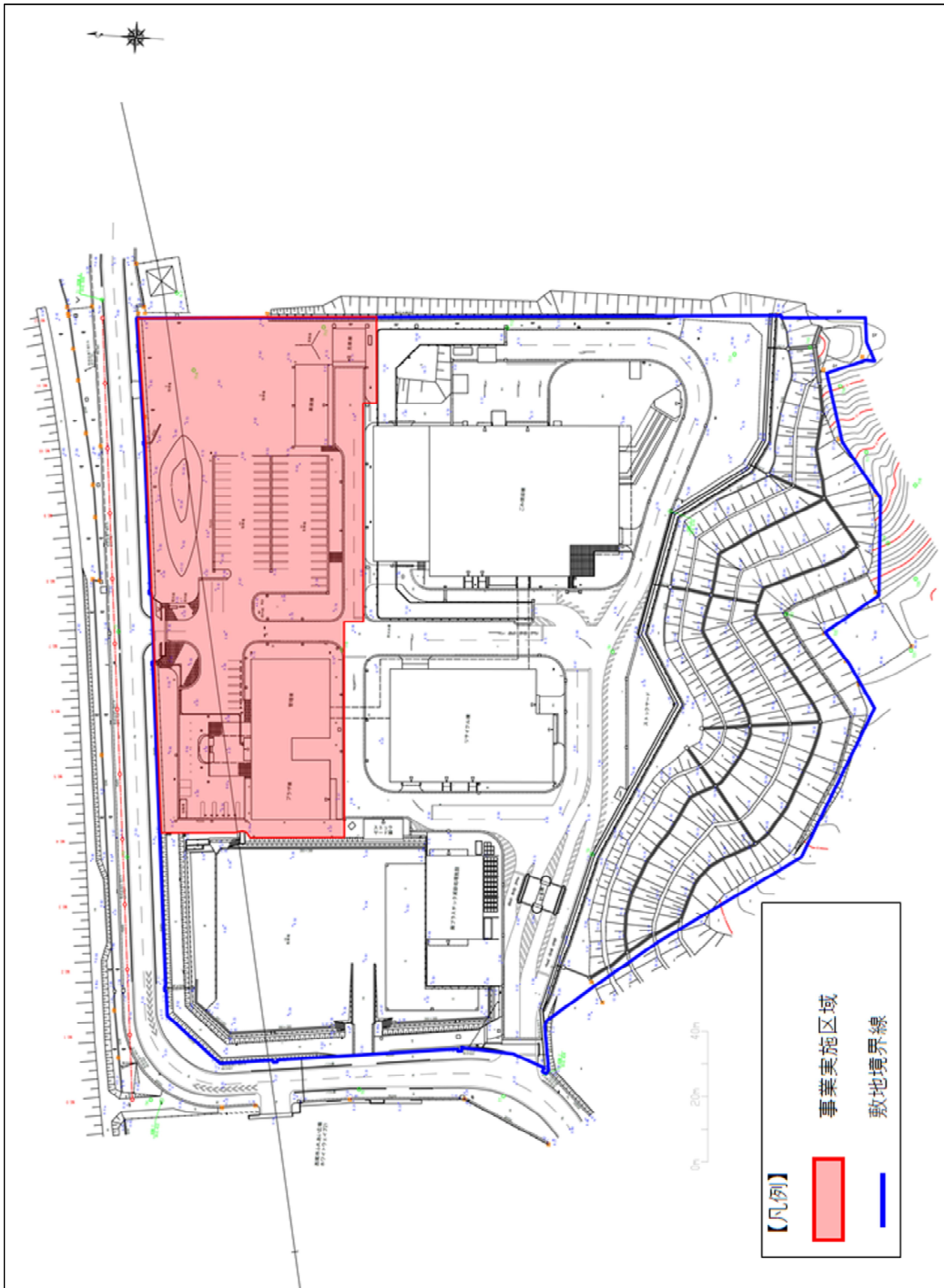
入札説明書と同時に公表する資料は、次のとおりである。

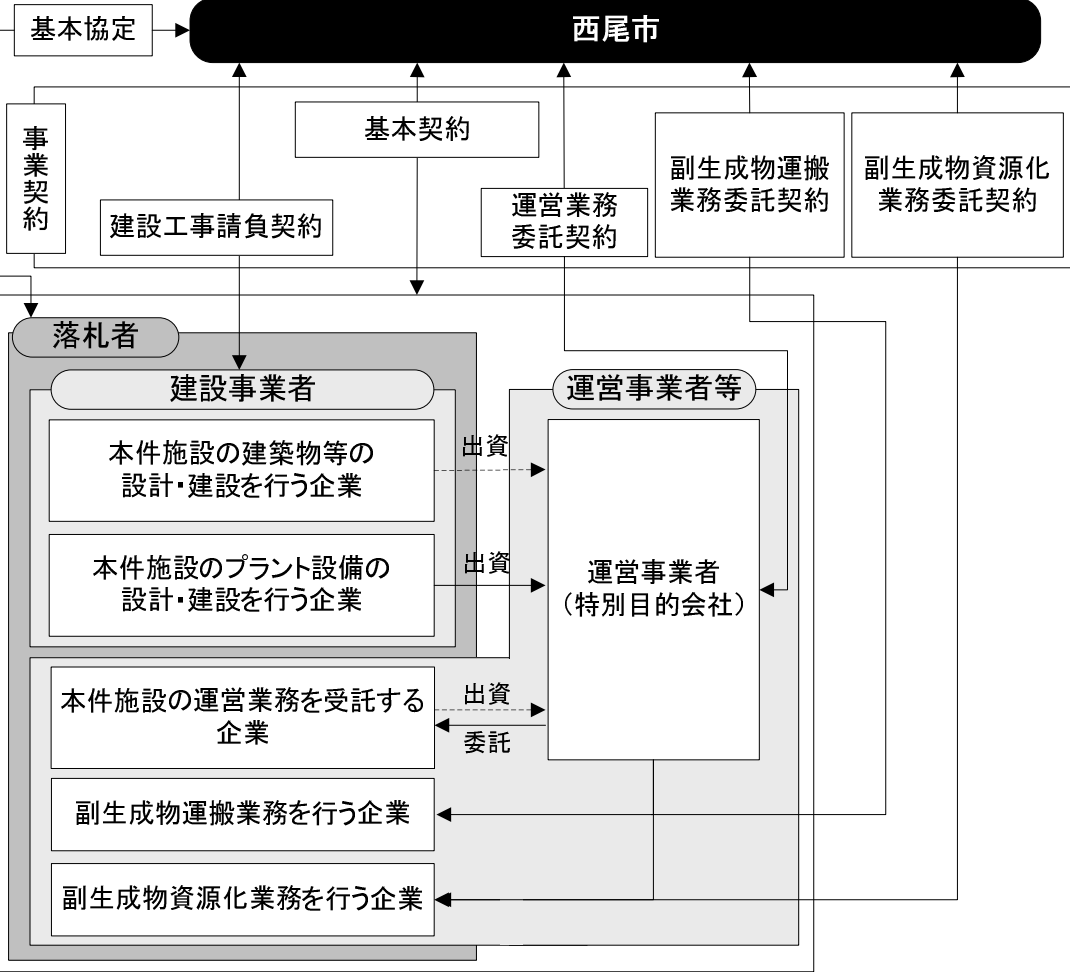
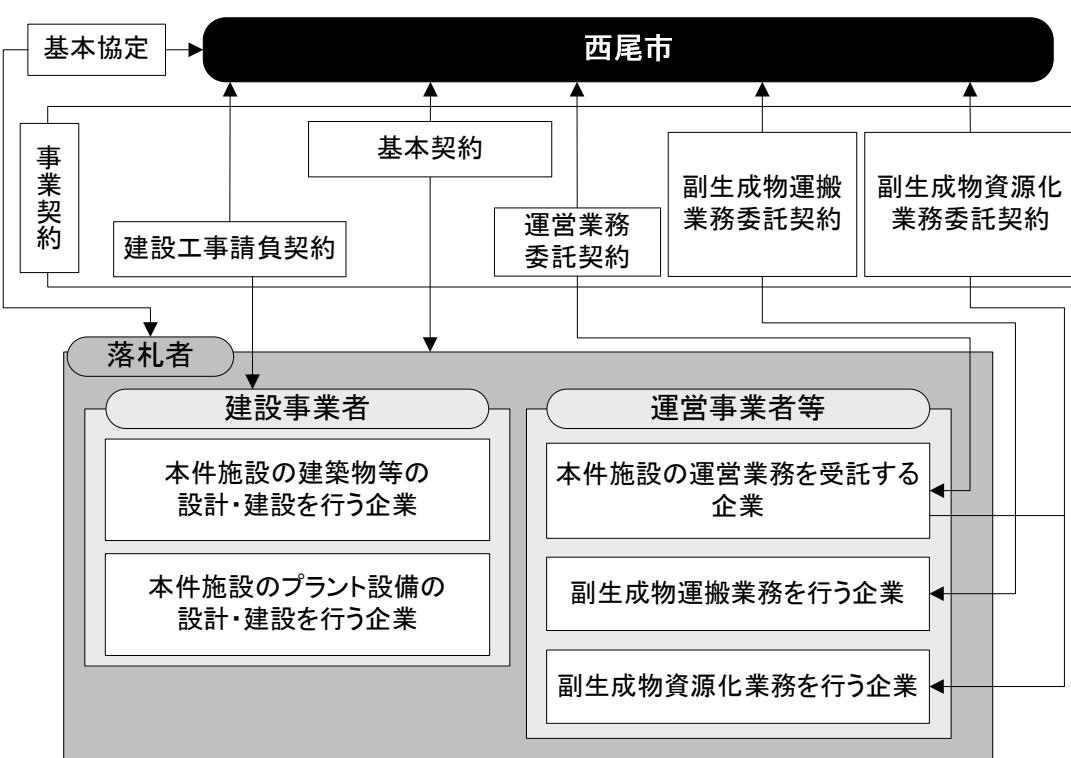
1. 入札説明書添付資料

- 入札説明書 添付資料－1 事業実施区域
- 入札説明書 添付資料－2 契約スキーム（例）
- 入札説明書 添付資料－3 役割分担概念図
- 入札説明書 添付資料－4 対価の支払方法について
- 入札説明書 添付資料－5 モニタリング及び対価の減額とインセンティブについて
- 入札説明書 添付資料－6 電気料金に関するリスク分担
- 入札説明書 添付資料－7 民間事業者が付保する保険について

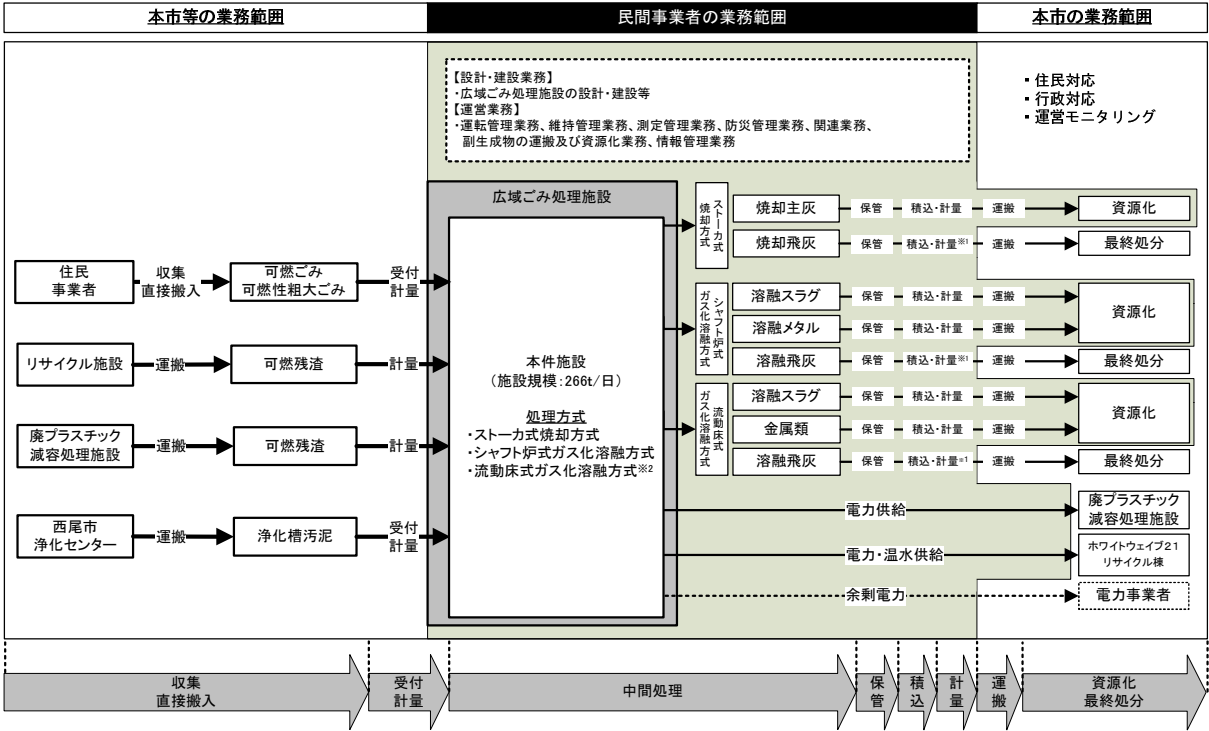
2. 別添資料

- 別添資料「落札者決定基準」
- 別添資料「要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編」
- 別添資料「要求水準書 第Ⅱ編 運營業務編」
- 別添資料「要求水準書 添付資料」
- 別添資料「基本協定書（案）」
- 別添資料「基本契約書（案）」
- 別添資料「建設工事請負契約書（案）」
- 別添資料「運營業務委託契約書（案）」
- 別添資料「副生成物運搬業務委託契約書（案）」
- 別添資料「副生成物資源化業務委託契約書（案）」
- 別添資料「様式集」
- 別添資料「提出書類の作成要領」



項目		内容
契約スキーム図（例）		【特別目的会社を設立する場合】  【特別目的会社を設立しない場合】  【副生成物】 ストーカ式焼却方式 ：焼却灰、焼却飛灰 シャフト炉式ガス化溶融方式：溶融スラグ、溶融メタル、溶融飛灰 流動床式ガス化溶融方式 ；溶融スラグ、金属類、溶融飛灰
		事業契約
		基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、副生成物運搬業務委託契約、副生成物資源化業務委託契約
		本市の支払対価
事業者の収入	建設事業者	本市から支払われる設計・建設費
	運営事業者	本市から支払われる運営費、副生成物売却益（ガス化溶融の場合）
	副生成物運搬業務を行う企業	本市から運営事業者に支払われる副生成物運搬業務委託費
	副生成物資源化業務を行う企業	本市から運営事業者に支払われる副生成物資源化業務委託費

注）特別目的会社を設立する場合、建設事業者のうち本件施設のプラントの設計・建設を行う者は、特別目的会社への出資を義務づける。



※１ 搬出に際して、本市の委託業者による積込及び本件施設による計量に協力すること

※２ 流動床式ガス化溶融方式におけるガス化炉から排出される不燃物の運搬及び最終処分は本市の業務範囲とする。

項 目	帰属先	
	本市	民間事業者
ごみ処理手数料（直接搬入）	○	—
売電電力	○	—
有価物の売却収入※１	○	—

※１ 有価物とは、搬入可能物のうち、本件施設から搬出される際に有価で取り引きされる一切のものをいう。

1. 対価の構成

民間事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、本市が民間事業者に支払う対価は次のとおりである。設計・建設工事費の詳細を表１、運営費の構成を表２に示す。

(1) 設計・建設工事費

設計・建設業務について、建設事業者に支払う対価。

表１ 設計・建設工事費の詳細

設計・建設工事費	対象となる費用等
『設計・建設工事費』 ・設計・建設業務に対して支払う対価	【設計・建設工事費】 設計・建設業務を行う上で必要となるすべての費用とする。

(2) 運営費

運営業務について、運営事業者に支払う対価。

表２ 運営費の構成

運営費	対象となる費用等
『運営固定費 A』 ・本件施設の運営業務に対して、処理対象物搬入量の多寡に関係なく支払う対価。 ・算出式は以下のとおりである。	【運営固定費 A】 本件施設の運営業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費 A、運営変動費 B、運営変動費 C 及び運営変動費 D を控除した金額とする。なお、運営事業者の利益を含む。 【運転経費 A】 光熱水費の基本料金等とする。発電側課金及びアンシラリーサービス料金も含む。 【維持管理費 A】 法定点検・定期点検等の保守管理費並びに補修工事、更新工事及び保全工事等の修繕工事費用とする。 【人件費 A】 本件施設の運営業務に係る人件費とする。 【その他経費 A】 運転経費 A、維持管理費 A、人件費 A に含まれないその他一切の本件施設に係る運営固定費とする。なお、特別目的会社を設立する場合には、特別目的会社運営費用（人件費、監査費用）を含む。 また、保険料、公租公課、運営開始前に必要となる諸費用（登録免許税、特別目的会社設立費用等）等を含む。

運営費	対象となる費用等
『運営変動費A』 ・本件施設の運営業務に対して、処理対象物搬入量等に応じて支払う対価。 ・算出式は以下のとおりである。 運営変動費A = 処理対象物搬入量 × 変動費単価A	【運営変動費A】 本件施設の処理対象物搬入量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等であり、運営事業者の利益は含まない。）。また、スラグ及びメタル等の有価物の売却収入についても、当該費用に含める。 【変動費単価A】 年間運営変動費Aを本件施設の計画処理量で除すことにより提案すること。
『運営変動費B』 ・副生成物運搬業務に対して、副生成物の運搬量に応じて支払う対価。 ・算出式は以下のとおりである。 運営変動費B = 副生成物搬出量※ × 変動費単価B	【運営変動費B】 副生成物の運搬量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（運搬に係る燃料費・電気料金・水道料金・維持管理費・人件費及びその他費とする。）。 【変動費単価B】 運営変動費Bの毎年度変動費提案単価(円/t)は年間変動費を計画副生成物発生量で除すことにより提案すること。
『運営変動費C』 ・副生成物資源化業務に対して、副生成物の資源化量に応じて支払う対価。 ・算出式は以下のとおりである。 運営変動費C = 副生成物搬出量※ × 変動費単価C	【運営変動費C】 副生成物の資源化量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（資源化に係る燃料費・電気料金・水道料金・維持管理費・人件費及びその他費とする。）。 【変動費単価C】 運営変動費Cの毎年度変動費提案単価(円/t)は年間変動費を計画副生成物発生量で除すことにより提案すること。
『運営変動費D』 ・副生成物資源化業務に対して、岡崎市に委託する副生成物の資源化量に応じて支払う対価。 ・算出式は以下のとおりである。 運営変動費D = 岡崎市に委託する副生成物搬出量※ × 変動費単価D	【運営変動費D】 岡崎市に委託する副生成物資源化量の増減に応じて比例的に増減する費用とする。 【変動費単価D】 運営変動費Dの毎年度変動費単価(円/t)は、岡崎市より提示するものを採用すること。

※運営変動費B、運営変動費C及び運営変動費Dは、広域ごみ処理施設から搬出される副生成物量（運営変動費Cについては岡崎市中心部クリーンセンターへ搬出される副生成物量を控除した副生成物量とし、運営変動費Dについては岡崎市中心部クリーンセンターへ搬出される副生成物量とする。）に各変動費単価を乗じて算出されることとする。

2. 対価の支払い方法

(1) 設計・建設工事費

設計・建設工事費の支払条件は、事業提案書を基に本市が各会計年度における請負代金の支払額を設定する。建設事業者は、建設工事請負契約書において定める内容により前払金、部分払及び中間前払金について請求できるものとする。

(2) 運営費

運営費は、運営期間の20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、月に1回運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は、月間業務完了報告書を翌月の10日までに提出し、本市は提出を受けた日から14日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、本市からの通知を受けた後速やかに請求書を本市へ提出する。本市は、請求書を受理した日から30日以内に運営費を支払うものとする。

運営固定費Aは、運營業務期間を通じて平準化するものとし、事業提案書様式8-3で提案された金額に基づいて毎月均等（内訳毎に毎月均等）に支払うものとする。また、運営変動費Aは実績処理対象物搬入量、運営変動費B、運営変動費C及び運営変動費Dは実績副生成物搬出量に応じて、次の式に基づき毎月精算する。

運営変動費A（円）＝実績処理対象物搬入量（t）×変動費単価A（円/t）
運営変動費B（円）＝実績副生成物搬出量（t）×変動費単価B（円/t）
運営変動費C（円）＝実績副生成物搬出量※（t）×変動費単価C（円/t）
運営変動費D（円）＝実績副生成物搬出量※（t）×変動費単価D（円/t）

※運営変動費Cの算出にあたっては、実績副生成物搬出量から岡崎市中央クリーンセンターへ搬出される実績副生成物量を控除した量を用いるものとし、運営変動費Dの算出にあたっては、岡崎市中央クリーンセンターへ搬出される実績副生成物量を用いるものとする。

本件施設の実績処理対象物搬入量は、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクル棟及び廃プラスチック減容処理施設処理残渣、浄化槽汚泥、岡崎市可燃ごみ、幸田町可燃ごみ及び災害廃棄物の合計搬入量とする。また、提案価格の算定における運営変動費Aは、表2に示す式に基づいて算定するものとし、処理対象物搬入量には災害廃棄物を除く計画処理量（70,112 t/年）を代入すること。同様に、運営変動費B、運営変動費C及び運営変動費Dは、表2に示す式に基づいて算定するものとし、副生成物搬出量には提案副生成物量（災害廃棄物を除く計画処理量を基に提案すること。）を代入すること。

3. 設計・建設工事費の改定

設計・建設工事費は、予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適當にあった場合は、本市又は建設事業者が請負金額の変更を請求し、建設工事請負契約書第33条（賃金又は物価の変動に基づく設計・建設工事費の変更）に基づき改定を行う。

4. 運営費の改定

(1) 改定の基本的な考え方

運営費は、物価変動による影響を踏まえて、年に1回改定の確認を行う。改定の確認に当たっては、運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとに改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで物価変動を反映させるものとする。改定の確認は当該年度の9月末までに行い、翌年度の運営費を確定させる。なお、運営変動費Dについては、次に示す改定方法に依らず、毎年度岡崎市と締結する副生成物資源化業務委託契約書で定められる金額を用いるものとする。

(2) 改定方法

1) 改定の条件

- (ア) 運営費の改定に当たっては、運営固定費及び運営変動費の構成内容ごと（運転経費、維持管理費、人件費、その他経費、変動費単価A、変動費単価B、変動費単価C）に表3の改定に用いる指標に基づいて、当該指標の改定率を確認する。
- (イ) 第1回目の改定は、入札時点から直近1年間（令和7年1月から令和7年12月まで）の平均値を基準とし、表3に示す指標ごとに当該年度の9月時点で公表されている直近1年間の平均値を用いて、当該指標の改定率を確認した結果、改定率が±1.5%を超える場合、「4.（2）2）改定の算定式」に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- (ウ) 2回目以降の改定は、前回改定時の指標を基準とし、表3に示す指標ごとに当該年度の9月時点で公表されている直近1年間の平均値を用いて、当該指標の改定率を確認した結果、改定率が±1.5%を超える場合、「4.（2）2）改定の算定式」に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- (エ) 改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (オ) 改定に用いる指標は原則として変更しないが、市場の変動等により改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、運営事業者からの提案を基本とし、本市と運営事業者で協議を行うものとする。

2) 改定の算定式

物価変動に伴う運営費の改定は、次の式を用いて算定する。なお、第1回目の改定が行われるまでは、運営業務委託契約に定めた額を「前回改定時の運営費」とし、「前回改定時の指標（改定時直近1年間の平均値）」は「入札時点から直近1年間（令和7年1月から令和7年12月まで）の平均値」とする。

$$Y = X \times \alpha$$

Y：改定後（翌年度）の運営費

X：前回改定時の運営費

$$\alpha：改定率、\alpha = \frac{\text{改定時の最新の指標（直近1年間の平均値）}}{\text{前回改定時の指標（改定時直近1年間の平均値）}}$$

表3 改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象		使用する指標
運営固定費	運転 経費	燃料費※1	「消費税を除く国内企業物価指数／灯油」もしくは「消費税を除く国内企業物価指数／都市ガス」（日本銀行調査統計局）
		電気料金	「消費税を除く国内企業物価指数／電力」（日本銀行調査統計局）
		水道料金※2	「西尾市水道事業の水道料金」もしくは「西三河工業用水道／基本料金」
		その他	「消費税を除く国内企業物価指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	維持管理費		「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
	人件費		毎月勤労統計調査（全国調査）「賃金指数（現金給与総額）／就業形態計／調査産業計／事業所規模 30 人以上」（厚生労働省）
	その他経費		「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営変動費	変動費 単価 A	燃料費※1	「消費税を除く国内企業物価指数／灯油」もしくは「消費税を除く国内企業物価指数／都市ガス」（日本銀行調査統計局）
		電気料金	「消費税を除く国内企業物価指数／電力」（日本銀行調査統計局）
		水道料金※2	「西尾市水道事業の水道料金」もしくは「西三河工業用水道／基本料金」
		その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	変動費 単価 B	燃料費※1	対象地域※3 における「建設物価／燃料油／ガソリン／レギュラー／スタンド」もしくは「建設物価／燃料油／軽油／スタンド」（一般社団法人 建設物価調査会）
		電気料金	対象地域※3 における一般送配電事業者が公表する電気基本料金
		水道料金	対象地域※3 における水道基本料金
		維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
		人件費	対象地域※3 における毎月勤労統計調査（地方調査）「賃金指数（現金給与総額）／就業形態計／調査産業計／事業所規模 30 人以上」（厚生労働省）
	変動費 単価 C	燃料費※1	対象地域※3 における「建設物価／燃料油／灯油 白灯油／ローリー」もしくは「建設物価／潤滑油・グリース・ガス／プロパンガス／ボンベ」（一般社団法人 建設物価調査会）
		電気料金	対象地域※3 における一般送配電事業者が公表する電気基本料金
		水道料金	対象地域※3 における水道基本料金
		維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
		人件費	対象地域※3 における毎月勤労統計調査（地方調査）「賃金指数（現金給与総額）／就業形態計／調査産業計／事業所規模 30 人以上」（厚生労働省）

※1 燃料費に係る指標について、実情に合った指標を使用するものとする。

※2 水道料金に係る指標について、実情に合った指標を使用するものとする。

※3 副生成物運搬業務及び副生成物資源化業務を行う各事業者の所在地（主に業務を行う場所）のことをいう。

（３）副生成物運搬業務委託費及び副生成物資源化業務委託費の超過分に対する措置

副生成物運搬業務の委託又は副生成物資源化業務の委託において、業務を行う事業者又は岡崎市が、その理由を問わず異なる事業者に変更されることにより、変動費単価B又は変動費単価Cが変更される場合で、当該変更後の変動費単価B及び変動費単価Cが、運営事業者が事業提案書で示した金額のうち、物価変動費分を見込んだ金額を超過する場合は、当該超過分については、運営固定費A又は運営変動費Aから控除する方法により、運営事業者が負担する。

1. モニタリング及び運営費の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的な考え方

本市は、本事業の運営業務について、入札公告時に本市が提示した要求水準書及び事業提案書が定める、本件施設が備えているべき性能及び機能（以下「要求性能」という。）に基づいて適正かつ確実な運営業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求性能が発揮されていない、又は発揮されないおそれがあると判断した場合には、処理停止の命令、是正勧告、運営費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営業務委託契約に基づく本市の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。また、減額措置は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして位置付けるものであり、運営費の減額が目的ではない。

(2) モニタリング手法の確定の手続

本市及び運営事業者は、モニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- 1) 運営事業者の事業提案書に基づき、運営業務の仕様・水準を確定する。
- 2) 運営事業者の提供する運営業務が、要求水準書等の未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。
- 3) 運営事業者は品質管理（PDCAサイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。
- 4) 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、「1.（3）3）本市によるモニタリング」に示すモニタリング内容を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、本市と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- 5) 運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

(3) モニタリングの方法

1) 基本方針

モニタリングの方針としては、運営事業者が行うセルフモニタリングを基本とし、これを補完する目的で本市がモニタリングを行うこととする。

2) 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営業務についての各種報告書及び必要に応じて監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して本市に提出するものとする。

3) 本市によるモニタリング

本市は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する運営業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

運営事業者が毎月 10 日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況について運営事業者へ通知する。運営事業者は本市が行うモニタリングにつき、本市の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に本市と運営事業者が協議のうえ決定する。

(イ) 随時モニタリング

本市が必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

(ウ) 財務モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告及びこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 か月以内に提出する。なお、本市は当該監査済み財務書類を公開することができるものとする。

(エ) その他

運営業務に係る実際の人件費が事業提案書で提案した人件費と乖離がないかどうかを本市が確認するため、運営事業者は、本市が要求する場合に人件費の支払い状況を開示することとする。なお、この確認は、雇用者の給与水準が運営業務の確実な履行に繋がるとの観点から実施するものであり、個人の特定を目的とするものではないため、人件費の支払い状況は個人名を伏せた上で開示することとする。

2. 運営費の減額に関する基本的な考え方

運営費の減額は、次の方針に基づいて行うものとする。

- 1) 運営事業者の行う業務において、要求水準書の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 2) 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- 3) 減額金額は運営業務委託契約に基づき運営事業者が本市に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 4) 運営業務における減額措置は、ごみ処理を停止した場合（本市の指示により停止した場合を含む。）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）とごみ処理を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運

転継続型減額措置」という。)に分けて行うものとする。

- 5) 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額されない仕組みを基本とする。
- 6) 本市と運営事業者の間でこうした減額の仕組みの運用について十分な協議を行っていくものとする。

3. 運転停止型減額措置

(1) 減額の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外での焼却処理の停止等（例えば、突発的な設備故障による計画外停止、排ガスの停止基準値超過による運転停止等）により本件施設のごみピットでの受入れが不能になった場合。

(2) 減額措置

1) 復旧手続き

本市と運営事業者は、次の事項を次に掲げる順序で行い、ごみ処理が停止された本件施設の復旧に努めるものとする。

- (ア) 運営事業者による焼却処理停止の報告
- (イ) 運営事業者による本件施設が異常事態に至った原因と責任の究明及び本市への報告
- (ウ) 運営事業者による本件施設の復旧計画の提案及び本市の承諾
- (エ) 運営事業者による本件施設の復旧作業への着手
- (オ) 本市による本件施設の復旧作業の完了確認
- (カ) 運営事業者による復旧のための試運転の開始
- (キ) 本市による本件施設の運転データの確認
- (ク) 本件施設の運転再開

停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (ア) 運営事業者による焼却処理停止の報告
- (イ) 運営事業者による本件施設が異常事態に至った原因と責任の究明及び本市への報告
- (ウ) 本市による復旧手続きを簡略化することの承諾
- (エ) 運営事業者による本件施設の復旧計画の立案及び復旧作業への着手
- (オ) 本件施設の運転再開

2) 減額の算定方法

ごみ処理を停止した状況において減額する金額については、1日当たりの運営固定費Aに本件施設の運転停止日数と減額率を乗じた額の累計額を当該月の運営固定費Aの支払額から減額する。

(減額) = (1日当たりの運営固定費A：円/日) × (運転停止日数：日) × (減額率：%)

※「1日当たりの運営固定費A：円/日」とは、年間の運営固定費Aを当該年度の日数で除した額とする。

3) 減額率

減額率は、運転停止の原因及び運転停止の状況下において処理対象物を受け入れた日と受入れ不能であった日それぞれ毎に次のとおりとする。

状態	原因	処理対象物の受入	減額率
本件施設の全部又は一部の運転を停止	排ガスの停止基準値超過	ごみピットで受け入れた日	10%
		ごみピットで受入れ不能であった日	100% (支払停止)
	排ガスの停止基準値超過以外	ごみピットで受け入れた日	0%
		ごみピットで受入れ不能であった日	100% (支払停止)

4. 運転継続型減額措置

(1) 減額の措置を講じる状態

定期モニタリング等の結果、ごみ処理を継続できるが、要求性能を満たさないと本市が判断した場合。

運転継続型減額措置を講じる状態（参考例）
・複数回にわたる要監視基準値の逸脱 ・排ガスの停止基準値以外の基準値逸脱（主灰処理物及び飛灰処理物の基準値の逸脱等） ・焼却条件（燃焼室出口温度、ガス滞留時間、焼却残さの熱灼減量等）の逸脱 ・安全措置の不備による労働災害・人身事故の発生 ・故意による業務放棄 ・運營業務報告書の虚偽記載

(2) 減額措置

1) 業務改善手続き

ごみ処理を継続できるが、運営事業者の運營業務水準が要求性能の未達及び運營業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合、本市と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする（図1参照）。なお、運営事業者は、是正勧告を受けてから7日以内に業務改善計画書を提出するものとする。

(ア) 本市から運営事業者に対して、要求性能の未達及び運營業務委託契約に基づく債務の

不履行の改善を行うよう是正勧告

- (イ) 運営事業者による要求性能の未達及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明
- (ロ) 運営事業者による業務改善計画書の作成・提出及び本市の承諾
- (エ) 業務改善作業への着手
- (オ) 本市による業務改善作業の完了確認

業務水準が要求性能の未達及び事業契約書等の不履行に至った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (ア) 本市から運営事業者に対して、要求性能の未達及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告
- (イ) 運営事業者による要求性能の未達及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明
- (ロ) 本市による業務改善手続きを簡略化することの承諾
- (エ) 業務改善作業への着手
- (オ) 本市による業務改善作業の完了確認

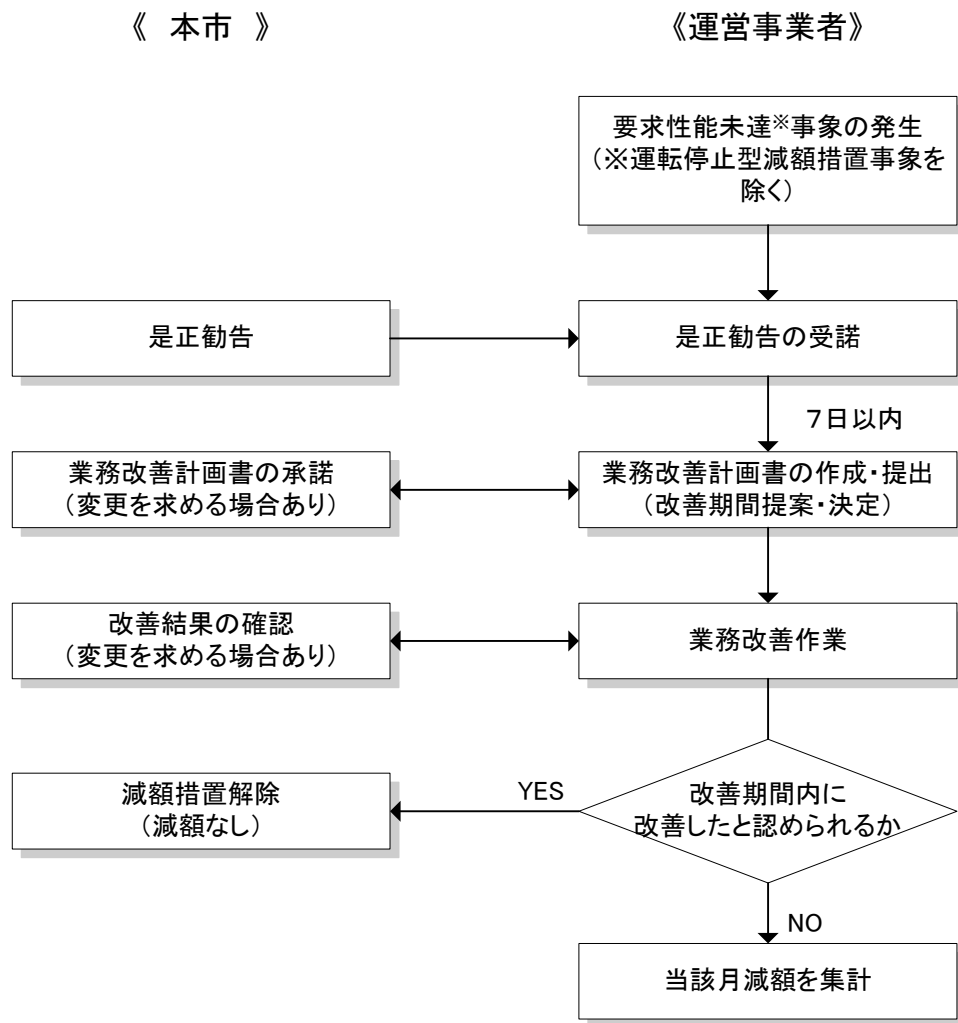


図 1 運転継続型減額措置等

2) 減額の算定方法

運営事業者は、業務改善計画書において改善期間を提案し、本市による承諾をもって改善期間を決定する。

(ア) 改善期間内に改善したと認められる場合

減額はなしとする。

(イ) 改善期間内に改善したと認められない場合

減額の算定方法は、次のとおりとする。

$$(\text{減額}) = (1 \text{ 日当たりの運営固定費 : 円/日}) \times (\text{改善未確認日数 : 日}) \times (\text{減額率 : \%})$$

※「1 日当たりの運営固定費 : 円/日」とは、年間の運営固定費 A を当該年度の日数で除した額とする。

3) 減額率

減額率は、次のとおりとする。

改善未確認日 (是正勧告当日を起算日)	減額率
是正勧告当日から改善期間満了日まで	20%
改善期間満了日翌日以降	50%

【運転継続型減額措置の減額金額計算例】

(ア) 改善期間内に改善したと認められる場合

減額なし

(イ) 改善期間内に改善したと認められない場合

① 是正勧告当日から改善期間満了日までの日数：x 日

② 改善期間満了日翌日から業務改善作業完了までの日数：y 日

(減額) = 1 日当たりの運営固定費 × x 日 × 20%

+ 1 日当たりの運営固定費 × y 日 × 50%

4) 改善が認められない場合の取扱い

運営事業者による改善が認められず、さらに改善に向けた行為を運営事業者が放棄していると本市が判断した場合、本市は、運営業務委託契約を解除することができるものとする。

5. 発電計画逸脱減額措置

(1) 運営事業者による発電実績報告書の作成

運営事業者は、月間運転計画書で計画した 1 日当たり計画発電量電力量、計画消費電力量、計画購入電力量、計画余剰電力量と 1 日当たり実績発電量電力量、実績消費電力量、実績購入電力量、実績余剰電力量を確認し、当該月の発電実績等を取りまとめた発電実績報告書を当該月の月間業務完了報告書と併せて本市に提出する。

(2) 本市による発電実績の確認

本市は、運営事業者が提出する発電実績報告書の内容を確認した結果、当該日の 1 日当たり実績余剰電力量が当該日の 1 日当たり計画余剰電力量の 50%を下回っている場合、当該日の 1 日当たり実績余剰電力量と 1 日当たり計画余剰電力量の差分に本市が契約する売電単価を乗じた金額を運営事業者に支払う当該月の運営固定費から減額する。

ただし、1 日当たり計画余剰電力量の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。また、1 日当たり実績余剰電力量が 1 日当たり計画余剰電力量を上回った場合には、減額措置等は適用しないものとする。

6. 提案余剰電力未達等における減額措置及び達成におけるインセンティブ

(1) 運営事業者による余剰電力量達成状況報告書の作成

運営事業者は、当該年度の本件施設の稼働状況実績（実績ごみ処理量、実績ごみ質等）や実績余剰電力量を確認し、当該年度の提案余剰電力量（事業提案書様式7-18で提案された余剰電力量）の達成状況等を取りまとめた余剰電力量達成状況報告書を翌年度の4月10日までに本市に提出する。

当該年度における実績余剰電力量が提案余剰電力量を下回った原因について、運営事業者の責めによらない事由であることを運営事業者が明らかにし、本市がこれを認めた場合にのみ、提案余剰電力量未達に関する理由書を受け付ける。

なお、本市が示した計画ごみ処理量及び計画ごみ質等の条件が、契約時と著しく異なった場合には、両方で協議する。

(2) 本市による余剰電力量達成状況の確認

本市は、運営事業者が提出する余剰電力量達成状況報告書の内容を確認した結果、当該年度の実績余剰電力量が提案余剰電力量の90%を下回っている場合、提案余剰電力量の未達成分（未達成分＝（提案余剰電力量－実績余剰電力量）×50%）に本市が契約する売電単価を乗じた金額を運営事業者に支払う3月分運営委託費から減額する。ただし、提案余剰電力量の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

また、当該年度の実績余剰電力量が提案余剰電力量を上回っている場合、提案余剰電力量の達成分（達成分＝（実績余剰電力量－提案余剰電力量）×50%）に本市が契約する売電単価を乗じた金額を運営事業者に支払う3月分運営委託費に加算する。

提案余剰電力量と実績余剰電力量との比較における提案余剰電力量は、当該年度における実稼働条件（実績ごみ処理量及び実績ごみ質（DCSにより計算された低位発熱量の年間平均値））を事業提案書様式7-20に当てはめて算出する。なお、事業提案書様式7-20に記載のない実稼働条件の場合は、ごみ処理量とごみ質を乗じた総入熱量を用いて直線補間した値を提案余剰電力量とする。

当該年度の実績余剰電力量と提案余剰電力量の比較は、翌年度の4月に実施する。

(3) 売電収入におけるインセンティブ適用有無の確認

本市は、実績ごみ質について、DCSにおける年間平均値とごみ質分析結果の年間平均値が10%以上乖離していた場合は、売電収入におけるインセンティブを適用しない場合がある。

7. 提案地域企業発注金額未達減額措置（設計・建設業務）

（1）設計・建設業務に係る地域企業発注金額

設計・建設業務に係る地域企業発注金額は、設計・建設業務における2市1町に本社がある企業への発注金額である。2市1町内企業への発注が階層構造の場合、三次下請けまでを地域企業発注金額の対象範囲とするが、発注金額の重複は認めない。

（2）建設事業者における地域企業発注金額の算出

建設事業者は、事業提案書で提案した提案地域企業発注金額と実績地域企業発注金額を確認し、提案地域企業発注金額の達成状況等を取りまとめた設計・建設業務地域企業発注金額達成状況報告書を設計・建設期間中の毎年度本市に提出する。

提案地域企業発注金額は、建設工事請負契約第33条の規定により設計・建設業務費の変更があった場合に建設工事デフレーター（国土交通省）の「建設総合」を用いて、物価変動による影響を踏まえて改定する。なお、改定に当たっては、令和7年1月から令和7年12月までの平均値を基準とし、当該年度の9月時点で公表されている直近一年間の平均値を用いて求めるものとする。

（3）本市による地域企業発注金額達成状況の確認

本市は、設計・建設業務地域企業発注金額達成状況報告書の内容を確認した結果、設計・建設期間を通じた総額での実績地域企業発注金額が提案地域企業発注金額を下回った場合、建設工事請負契約の契約金額のうちの未達成分として、未達成分の金額を設計・建設工事費から減額する。ただし、提案地域企業発注金額の未達が建設事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設事業者が明らかにし、本市がこれを認めた場合には、この限りではない。また、減額金額は、建設工事請負契約に基づき建設事業者が本市に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。

8. 提案地域企業発注金額未達減額措置（運営業務）

（1）運営業務に係る地域企業発注金額

運営業務に係る地域企業発注金額は、運営業務での用役調達等（従業員の採用を除く。）における2市1町に本社がある企業への発注金額である。地域企業への発注が階層構造の場合、三次下請けまでを地域企業発注金額の対象範囲とするが、発注金額の重複は認めない。

（2）運営事業者における地域企業発注金額の算出

運営事業者は、事業提案書で提案した提案地域企業発注金額と実績地域企業発注金額を確認し、当該年度の提案地域企業発注金額の達成状況等を取りまとめた運営業務地域企業発注金額達成状況報告書を翌年度の4月10日までに本市に提出する

提案地域企業発注金額は、「入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について」の「表3 改定に用いる指標」に示す構成内容及び使用する指標を用いて、物価変動による影響

を踏まえて改定する。なお、改定に当たっては、令和7年1月から令和7年12月までの平均値を基準とし、当該年度の9月時点で公表されている直近一年間の平均値を用いて求めるものとする。

(3) 本市による地域企業発注金額達成状況の確認

本市は、運營業務地域企業発注金額達成状況報告書の内容を確認した結果、当該年度の実績地域企業発注金額が提案地域企業発注金額を下回った場合、運營業務委託契約の契約金額のうちの未達成分として、未達成分の金額を運営事業者に支払う当該年度の3月分運営固定費から減額する。ただし、提案地域企業発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

当該年度の実績地域企業発注金額が提案地域企業発注金額を下回っていたかどうかの判断は、翌年度の4月に実施する。

9. 提案本市内雇用者給与未達減額措置

(1) 運營業務に係る本市内雇用者給与

運營業務に係る本市内雇用者給与は、「住民票の登録住所が本市である者」として雇用した者への給与である。

(2) 運営事業者における本市内雇用者給与の算出

運営事業者は、事業提案書で提案した提案本市内雇用者給与と実績本市内雇用者給与を確認し、当該年度の提案本市内雇用者給与の達成状況等を取りまとめた運營業務本市内雇用者給与達成状況報告書を翌年度の4月10日までに本市に提出する。

提案本市内雇用者給与は、「入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について」の「表3 改定に用いる指標」に示す人件費の指標を用いて、物価変動による影響を踏まえて改定する。なお、改定に当たっては、令和7年1月から令和7年12月までの平均値を基準とし、当該年度の9月時点で公表されている直近一年間の平均値を用いて求めるものとする。

(3) 本市による本市内雇用者給与達成状況の確認

本市は、運營業務本市内雇用者給与達成状況報告書の内容を確認した結果、当該年度の実績本市内雇用者給与が提案本市内雇用者給与を下回った場合、運營業務委託契約の契約金額のうちの未達成分として、未達成分の金額を運営事業者に支払う当該年度の3月分運営固定費から減額する。ただし、提案本市内雇用者給与の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

当該年度の実績本市内雇用者給与が提案本市内雇用者給与を下回っていたかどうかの判断は、翌年度の4月に実施する。

1. 電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方

制度変更等により電気料金に変更が生じた場合の対応の考え方は以下のとおりとし、具体的な負担方法は、本市及び運営事業者の協議により決定する。

なお、提案時の不備等の事業者の責に帰すべき事由による変更は、含めないものとする。

また、下記の事象が同時に発生した場合には、表の上から順に整理を行うものとする。

No.	電気料金の変更要因	基本的な対応の考え方	
1	法律等の制度の変更 (例：FIP 制度の変更)	買電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入もしくは負担とする。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入もしくは負担とする。 なお、「売電収入におけるインセンティブ」が発生する際は、当該変更を踏まえて支払うものとする。
2	契約先の変更 (例：小売電気事業者の変更)	買電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は、運営事業者の収入もしくは負担とする。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入もしくは負担とする。 なお、「売電収入におけるインセンティブ」が発生する際は、当該変更を踏まえて支払うものとする。
3	物価変動に伴う変更	買電に係る契約	「入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について」に基づいて対応する。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入もしくは負担とする。 なお、「売電収入におけるインセンティブ」が発生する際は、当該変更を踏まえて支払うものとする。
4	上記1から3以外の変更	買電に係る契約	本市及び運営事業者の協議により決定する。
		売電に係る契約	本市及び運営事業者の協議により決定する。

2. 電気料金に関するその他リスク分担

本事業において発電側課金及びアンシラリーサービス料金は運営事業者の負担とする。なお、売電に係るバランシングコストは、本市の負担とする。

1. 民間事業者が付保する保険について

以下に示す保険は必要最小限度のものであり、民間事業者が必要に応じて以下に示す条件以上の補償内容とすること及び以下に示す保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

2. 本市が付保する保険

(1) 設計・建設期間

なし

(2) 運営期間

1) 公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済

- 保 険 契 約 者 : 本市（共済基金分担金は本市が負担）
補償する損害 : 火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風水災、雪災、土砂崩れによる損害
てん補限度額 : 建物総合損害共済業務規程参照のこと
保 険 期 間 : 運営期間とする。
被 保 険 者 : 本市、運営事業者

3. 事業者が付保する保険

下記に示す保険は必要最小限度のものであり、事業者が必要に応じて下記条件以上の補償内容とすること及び下記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

(1) 設計・建設期間

1) 本件施設建設中の組立保険

- 保 険 契 約 者 : 建設事業者
保 険 の 対 象 : 各種の機械、機械設備、装置などの据付・組立工事中に、工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害
補 償 額 : 請負代金額
保 険 期 間 : 本件施設の着工日から建設工事完了日まで
被 保 険 者 : 建設事業者

2) 本件施設建設中の建設工事保険

- 保 険 契 約 者 : 建設事業者
保 険 の 対 象 : 建設中の建物に不測かつ突発的な事故によって生じた損害
補 償 額 : 請負代金額
保 険 期 間 : 本件施設の着工日から建設工事完了日まで
被 保 険 者 : 建設事業者

3) 本件施設建設中の第三者損害賠償保険

保 険 契 約 者 : 建設事業者
保 険 の 対 象 : 建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保
補 償 限 度 額 : 対人：1 名当たり 1 億円、1 事故当たり10億円以上
 対物：1 事故当たり 1 億円以上
保 險 期 間 : 本件施設の着工日から建設工事完了日まで
被 保 險 者 : 建設事業者

(2) 運営期間

1) 本件施設の運営業務に係る第三者損害賠償保険

保 険 契 約 者 : 運営事業者
補償する損害 : 本件施設の使用若しくは管理又は本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害
てん補限度額 : 対人：1 名当たり最大 1 億円
 1 事故当たり最大 10 億円
 対物：1 事故当たり最大 1 億円
保 險 期 間 : 運営期間とする。
被 保 險 者 : 本市、運営事業者